

平成30年度 水質法・条例による規制指導等

(1) 規制の概要

水質汚濁防止法で規定している特定施設を設置し公共用水域に排水している事業者については、北海道が水質汚濁防止法に基づき監視指導を行っています。これらの事業者には特定施設の設置や変更などの届出義務と排水基準の遵守義務があります。また、小樽海域に排水する場合は、北海道の上乗せ条例により厳しい基準が適用されています。

小樽市公害防止条例では、手持ち式の洗車スプレーを設置している自動車洗車場について届出義務があり、市が監視指導をしています。

(2) 特定施設の届出状況

(平成30年度)

	水質関係工場・事業場実数	届出受理数(小樽市)	届出受理数(後志総合振興局)
水質汚濁防止法	76	—	5
小樽市公害防止条例	71	0	—

注：届出受理数は、設置、使用、変更、廃止届出の総件数です。

(3) 水質汚濁防止法の業種別工場・事業場数

(平成30年度)

政令 番号	業 種	工場・事業場の数		政令 番号	業 種	工場・事業場の数	
		実数	うち平均排水量 50m ³ / 日以上			実数	うち平均排水量 50m ³ / 日以上
2	畜産食料品製造業	3	1	64-2	水道施設等	4	2
3	水産食料品製造業	7	1	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	
4	農業食料品製造業	3	1	66	電気めっき施設	2	
8	パン、菓子又は製あん業	1		66-3	旅館業	6	
10	飲料製造業	1	1	66-6	食堂、レストラン等	4	2
17	豆腐又は煮豆製造業	2	2	67	洗たく業	10	1
21-3	合板製造業	1		70-2	自動車分解整備事業	3	
51-2	工業用ゴム製品等製造業	2		71	自動式車両洗浄施設	13	
54	セメント製品製造業	1		71-3	一般廃棄物処理施設	1	
55	生コンクリート製造業	5	0	71-4	産業廃棄物処理施設	1	
60	砂利採取業	1		73	下水道終末処理施設	3	3
63	金属製品製造業	1			計	75	13

(後志総合振興局資料より)

注：2以上の業種を兼ねる特定事業場については、その代表業種に合入しています。

注：下水道接続している特定事業場については除いています。

(4) 北海道条例で定める上乗せ排水基準適用工場・事業場数

(平成30年度)

適用区域	対象業種	工場・事業場数
小樽海域	水産食料品製造業 (20m ³ /日～50m ³ /日未満)	0
	下水道終末処理施設	1

注：北海道条例（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例）により、小樽海域に排出する工場・事業場の一部に対して上乗せ排水基準が定められています。

(5) 市条例の汚水排出施設数

(平成30年度)

自動車洗車場 (洗車施設を設置しているものに限る)	
工場・事業場数(実数)	71

(6) 監視指導

小樽市公害防止条例に規定する自動車洗車場に立入検査を実施し監視指導を行っているほか、河川への油流出など水質に関する市民からの苦情により、発生源の原因調査などを実施しています。水質汚濁防止法の特定施設を有する事業者に対しては、法を所管する北海道が監視指導を行っています。

水質関係立入検査・立入調査数(平成30年度)

	小樽市	後志総合振興局
採水を伴わない立入検査数	0	11
採水を伴う立入検査数	0	3(0)
その他立入調査数	7	—

()は、不適合数

注：小樽市の立入検査は小樽市公害防止条例に基づき、その他立入調査は苦情など同条例に基づかないものです。

注：後志総合振興局の立入検査は水質汚濁防止法に基づくものです。